

○東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

平成二四年三月三〇日

条例第四一号

改正 平成二四年六月二七日条例第一〇〇号

平成二五年三月二九日条例第七〇号

平成二六年一二月二六日条例第一六七号

平成三〇年三月三〇日条例第五七号

令和三年三月三十一日条例第二六号

令和六年三月二九日条例第四六号

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 人員に関する基準（第四条）

第三章 設備に関する基準（第五条）

第四章 運営に関する基準（第六条—第四十一条）

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準

第一節 趣旨及び基本方針（第四十二条・第四十三条）

第二節 設備に関する基準（第四十四条）

第三節 運営に関する基準（第四十五条—第五十二条）

第六章 雑則（第五十三条・第五十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）における指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（平二六条例一六七・一部改正）

（用語の意義）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（基本方針）

第三条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（令三条例二六・一部改正）

第二章 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第四条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を東京都規則（以下「規則」という。）で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設で他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないものにあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、規則で定める指定介護老人福祉施設等にあつては規則で定める従業者を置かないことができる。

- 一 医師
- 二 生活相談員
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
- 四 栄養士又は管理栄養士
- 五 機能訓練指導員
- 六 介護支援専門員

（令三条例二六・一部改正）

第三章 設備に関する基準

（設備）

第五条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 浴室
- 四 洗面設備
- 五 便所
- 六 医務室
- 七 食堂
- 八 機能訓練室
- 九 廊下

十 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあっては二人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては二人以上四人以下とすることができる。

二 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

三 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室（以下「居室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。

一 次のいずれかの基準を満たすこと。

イ 居室等のある三階以上の各階に通じる特別避難階段（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第三項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。）を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段（同条第二項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）を設ける場合は、一以上）設けること。

ロ 居室等のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段（建築基準法施行令第二百三十三条第一項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。

ハ 居室等のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。

二 三階以上の階にある居室等及び当該居室等と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

三 居室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）により防災上有効に区画されること。

4 前三項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。

ただし、既存建物の改修により整備した指定介護老人福祉施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

5 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(平二四条例一〇〇・一部改正)

第四章 運営に関する基準

(管理者による管理)

第六条 指定介護老人福祉施設を管理する者（以下「管理者」という。）は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。

(管理者の責務等)

第七条 管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 3 管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務等)

第八条 前条第二項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
 - 二 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
 - 三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
 - 四 第二十条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - 五 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等並びに第三十八条第二項に規定する事故の状況及び処置を記録すること。
- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護老人福祉施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、当該入所者について、有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しなければなら

い。

- 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族に面接を行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び当該入所者についてのアセスメントの結果に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、指定介護福祉施設サービスに係る目標及びその達成時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護職員、看護職員その他の指定介護福祉施設サービスの提供に当たる計画担当介護支援専門員以外の担当者（以下この条において単に「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 6 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じ変更を行わなければならない。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、定期的に当該入所者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 10 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めなければならない。

（令三条例二六・一部改正）

（運営規程）

第九条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他施設の運営に関する重要事項

(平三〇条例五七・令三条例二六・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第十条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさないサービスについては、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令三条例二六・一部改正)

(業務継続計画の策定等)

第十条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令三条例二六・追加)

(入退所)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。
- 3 電磁的方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項後段の同意を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び第二項後段の同意をした場合は、この限りでない。
(提供拒否の禁止)

第十三条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(平三〇条例五七・一部改正)

(受給資格等の確認)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十七条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては当該入所の日並びに入所する介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては当該退所の日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(令三条例二六・一部改正)

(利用料等の受領)

第十八条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る当該入所者が負担すべき対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理

な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、前二項に定める場合において入所者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を受けることができる。
- 4 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する費用の額に係る指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該指定介護福祉施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第二十条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、処遇を適切に行わなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、説明しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護福祉施設サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(平三〇条例五七・一部改正)

(介護)

第二十一条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、その心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、前三項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二十二條 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第二十三條 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第二十四條 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、入所者のためのレクリエーションその他交流行事を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、行政機関等に対して入所者が行うべき手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第二十五條 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(栄養管理)

第二十五條の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(令三条例二六・追加)

(口腔衛生の管理)

第二十五條の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(令三条例二六・追加)

(健康管理)

第二十六條 指定介護老人福祉施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、

健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じ適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十七条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第四条第一号に掲げる医師及び協力医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(平三〇条例五七・追加)

(入所者に関する区市町村への通知)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、入所者が正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三十条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（掲示）

第三十二条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（令三条例二六・一部改正）

（秘密保持等）

第三十三条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

（広告）

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにならなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉

施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第三十六条 指定介護老人福祉施設は、入所者及びその家族からの指定介護福祉施設サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十八条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(令三条例二六・追加)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十八条の三 指定介護老人福祉施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(非常災害対策)

第三十九条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

(令三条例二六・一部改正)

(会計の区分)

第四十条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十一条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二十条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二十八条の規定による区市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十八条第二項の規定による事故の状況及び処置についての記録

(令三条例二六・一部改正)

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準

第一節 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第四十二条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)

第四十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰に向けて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令三条例二六・一部改正)

第二節 設備に関する基準

(設備)

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

イ 居室

ロ 共同生活室

ハ 洗面設備

ニ 便所

二 浴室

三 医務室

四 廊下

五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 ユニット（居室に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、原則として十二人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、十五人以下とすることができる。

三 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書に規定する場合にあっては、二十一・三平方メートル以上としなければならない。

四 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該

当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 次のいずれかの基準を満たすこと。

イ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、一以上）設けること。

ロ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。

ハ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。

ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定介護老人福祉施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には手すりを設け、階段の傾斜は緩やかにすること。

四 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

5 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（平二五条例七〇・令三条例二六・一部改正）

第三節 運営に関する基準

（運営規程）

第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及び各ユニットの入居定員

五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

(平三〇条例五七・令三条例二六・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさないサービスについては、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令三条例二六・一部改正)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十七条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しな

がら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該指定介護福祉施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、説明しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護福祉施設サービスの提供を受ける入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(平三〇条例五七・一部改正)

(介護)

第四十八条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要

な支援を行わなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。
(社会生活上の便宜の提供等)

第五十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、行政機関等に対して入居者が行うべき手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第五十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十二条 第六条から第八条まで、第十条の二から第十九条まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで及び第三十条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条第三項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第八条第一項第四号中「第二十条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と、同項第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する第三十六条第二項」と、「第三十八条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する第三十八条第二項」と、第十二条第一項中「運営規程」とあるのは「第四十五条に規定する重要事項に関する規程」と、第四十一条第二項第二号中「第十七条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する第十七条第二項」と、同項第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十二条において準用する第二十八条」と、同項第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する第三十六条第二項」と、同項第六号中「第三十八条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

(令三条例二六・一部改正)

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十三条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものの

うち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十五条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識できない方法をいう。）によることができる。

（令三条例二六・追加）

（委任）

第五十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（令三条例二六・旧第五十三条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以降に増築され、又は改築された部分を除く。）における第五条第二項第一号の規定の適用については、同号中「一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあつては二人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあつては二人以上四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」と読み替えるものとする。

（平二四条例一〇〇・一部改正）

- 3 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）における第五条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあつては二人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあつては二人以上四人以下とすることができる」とあるのは「原則として四人以下とすること」と、同項第二号中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」と読み替えるものとする。

(平二四条例一〇〇・一部改正)

- 4 前項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から存する特別養護老人ホームにおける第五条第二項第一号の規定の適用については、同号中「一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあつては二人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあつては二人以上四人以下とすることができる」とあるのは、「八人以下とすること」と読み替えるものとする。

(平二四条例一〇〇・全改)

- 5 当分の間、第十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」と読み替えるものとする。
- 6 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における第五条第四項第一号及び第四十四条第四項第一号の規定の適用については、第五条第四項第一号中「一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定介護老人福祉施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とすること」と、第四十四条第四項第一号中「一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定介護老人福祉施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。

(平二四条例一〇〇・平三〇条例五七・令三条例二六・一部改正)

- 7 平成十五年四月一日前から法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人福祉施設が、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び

運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第二章及び第五章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

附 則（平成二四年条例第一〇〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第七〇号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一六七号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第五七号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第二六号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項、第三十八条の二（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第九条及び第四十五条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。
- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十条第三項及び第四十六条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十条の二（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第十条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十五条の二（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十五条の二中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。
- 6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十五条の三（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十五条の三中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室については、この条例による改正

前の東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第四十四条第二項第四号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

附 則（令和六年条例第四六号）

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三十二条第三項（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十一条第一項（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十一条第一項中「定めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十八条の三（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十八条の三中「しなければならない」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。